

○ 職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文
職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。 一 国家行政組織法第十八条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職（各庁に置かれるものに限る。）、同法第二十条第三項に規定する職、同法第二十一条第一項に規定する室長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職 二 内閣審議官及び内閣参事官並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官 三 内閣法制局参事官（内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣法制局設置法施行令第一条の二三項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、同条第六項に規定する課長並びに同令第六条の二第一項に規定する調査官及び公文書監理官 四 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長、参事官及び政策立案参事官並びに人事院の事務総局に置かれる各局 イ 職員福祉局に置かれる次長、職員団体審議官、課長及び参事官（職員団体審議官の下に置かれる参事官を含む。） ロ 人材局に置かれる審議官、試験審議官、課長、首席試験専門官及び参事官（参事官にあつては、平成二十三年四月一日以降	（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 （同上） 一〇三 （同上） 四 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長、参事官及び政策立案参事官並びに人事院の事務総局に置かれ、又は置かれていた各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの イ〇二 （同上）

に置かれるものに限る。)並びに同局に置かれていた参事官(平成二十年十二月三十日以前に置かれていたものに限る。)

ハ 給与局に置かれる次長、課長及び参事官

ニ 公平審査局に置かれる審議官、課長及び首席審理官

(削る)

(削る)

五 内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長及び室長、同条第八項及び第十項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する部長及び課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職

六 宮内庁法第十五条第一項に規定する課長及び同条第四項に規定する職

七 公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれる職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官、政策立案総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに官房に置かれる課の長

ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長

ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長、訟務官及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長

八 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれる首席監察官

九 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第二十五条第一項に規定する審判官

十 検事長及び検事正

十一 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

ホ 総務局に置かれていた課長及び参事官
ヘ 勤務条件局に置かれていた課長
五ノ十一 (同上)

十二 会計検査院の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官及び
上席情報処理調査官

ロ 第一局に置かれる課長及び監理官

ハ 第二局、第三局、第四局及び第五局に置かれる課長、上席調査官及び監理官

十三 独立行政法人国立公文書館に置かれる次長、課の長及び統括公文書専門官

十四 独立行政法人統計センターに置かれる経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる部に置かれ、若しくは置かれていた職又は独立行政法人統計センターに置かれていた経営審議室、部若しくは情報技術センターに置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 総務部、情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長

ロ 統計編成部に置かれる部長、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官及び次長並びに同部に置かれていた統計編成統括官

(削る)

ハ 経営審議室に置かれていた経営審議室長

ニ 管理部、統計情報・技術部及び統計情報システム部に置かれていた部長及び次長

ホ 情報技術センターに置かれていた情報技術センター長

十五 独立行政法人造幣局の本局に置かれる部の長及び当該部に置

十二 (同上)

イ 官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官、上席研究調査官、上席情報処理調査官及び研修官

ロ 第一局に置かれる課長及び監理官並びに同局に置かれていた上席調査官

ハ (同上)

十三 (同上)

十四 独立行政法人統計センターに置かれる経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる部若しくは情報技術センターに置かれる職又は独立行政法人統計センターに置かれていた経営審議室若しくは部に置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 総務部及び統計情報システム部に置かれる部長及び次長

ロ 統計編成部に置かれる部長、統計編成統括官、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官及び次長

ハ 情報技術センターに置かれる情報技術センター長

ニ 経営審議室に置かれていた経営審議室長

ホ 管理部及び統計情報・技術部に置かれていた部長及び次長

(新設)

十五 十九 (同上)

2 (略) 十六 独立行政法人国立印刷局の本局に置かれる部の長及び参事並びに当該部に置かれる参事 十七 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部に置かれる有害物質等分析調査統括チーム及び部の長 十八 独立行政法人製品評価技術基盤機構に置かれる参与及び技監並びにその本部組織に置かれる部の長 十九 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の本部に置かれる部の長及び評価・監査役 (削る)	2 (同上) 二十 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主たる事務所に置かれていた部の長
---	--